平成２３年（フ）第３１９号
福岡県久留米市大石町83番地８
債務者　原田　摂子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第７１号
福岡県みやま市高田町黒崎開1299番地１
債務者　今山　潤司
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第９４号
福岡県大牟田市大字甘木52番地１　寿ハイツＢ棟101号
債務者　西山由佳里（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第３４２号
長崎県長崎市平戸小屋町９番５―401号
債務者　中村　千鶴
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５０３号
沖縄県那覇市上間１丁目17番15号　シティハウス友２－Ｂ
債務者　糸洲ヒサ子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５８２号
岐阜県各務原市川島小網町2144番地19　グリーンハイツ小網町207Ｇ
債務者　大橋　幸雄
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２５６号
富山市婦中町袋382番地７
債務者　谷内　洋子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８１号
岐阜県飛騨市河合町角川1607番地
債務者　中齋　洋平
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第２６０２号
名古屋市緑区漆山148番地　グローリアスヒルズ大高緑地公園1003号
債務者　大島多喜子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６０７号
名古屋市名東区上社１丁目1201番地　第２上社ハイツ203号
債務者　三宅貴子こと　崔　　貴子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６９１号
愛知県東海市富貴ノ台３丁目３番地
債務者　小林　稔明
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７２５号
名古屋市中川区畑田町１丁目３番地　市営畑田荘２棟314号
債務者　池田　克已
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２１号
三重県津市緑が丘１丁目13番地８
債務者　中西　雅美
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２５号
三重県津市上浜町３丁目111番地　コート江戸橋203号
債務者　吉益　　実
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２６号
三重県津市緑が丘２丁目７番地３
債務者　小菅　弘子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２８号
三重県鈴鹿市下箕田４丁目１番５号
債務者　稲ケ部美好
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０４号
三重県名張市桔梗が丘西４番町２街区98番地
債務者　藤本　正章
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１０５号
三重県名張市桔梗が丘西４番町２街区98番地
債務者　藤本アヤ子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
津地方裁判所伊賀支部